

## 平成24年海津市議会第4回定例会

### ◎議事日程(第3号)

平成24年12月21日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第3 議案第60号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算(第1号)
- 日程第4 議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第64号 財産の処分について
- 日程第7 議案第65号 指定管理者の指定について
- 日程第8 陳情第3号について
- 日程第9 陳情第4号について
- 追加日程第1 発議第4号 福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書について

---

### ◎出席議員(17名)

1番	伊藤秋弘君	2番	山田武君
3番	川瀬厚美君	4番	浅井まゆみ君
5番	六鹿正規君	6番	藤田敏彦君
7番	山田勝君	8番	堀田みつ子君
9番	森昇君	10番	松岡光義君
11番	服部寿君	12番	水谷武博君
13番	飯田洋君	15番	星野勇生君
16番	永田武秀君	17番	西脇幸雄君
18番	赤尾俊春君		

---

### ◎欠席議員(なし)

---

◎欠員（1名）

---

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市 長	松 永 清 彦 君	副 市 長	後 藤 昌 司 君
教 育 長	横 井 信 雄 君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	福 田 政 春 君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局次長	渡 邊 良 光 君	総務部財政課長	服 部 尚 美 君
企 画 部 長	伊 藤 恵 二 君	会 計 管 理 者	水 谷 明 寛 君
産 業 経 済 部 長	大 倉 明 男 君	建 設 部 長	丹 羽 功 君
水 道 環 境 部 長	鈴 木 照 実 君	市 民 福 祉 部 長	木 村 元 康 君
市 民 福 祉 部 次長兼サンリバー はつらつ事務長	水 谷 辰 巳 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君
教 育 委 員 会 長 事 務 局 長	三 木 孝 典 君	教育委員会事務局 次長(施設担当)併 総務部財政課課長 (施設担当)	岡 田 健 治 君
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	菱 田 義 博 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	高 木 栄 君

---

◎本会議に職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	青 木 彰	議 会 事 務 局 課 長 補 佐 兼 総 務 係 長	岡 田 法 子
議 会 事 務 局 議 事 係 長	中 野 浩 二		

◎開議宣告

○議長（赤尾俊春君） おはようございます。

定刻でございます。ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

（午前9時00分）

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤尾俊春君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において13番 飯田洋君、15番 星野勇生君を指名いたします。

---

◎議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）から議案第65号 指定管理者の指定についてまで

○議長（赤尾俊春君） 次に、日程第2、議案第59号から日程第7、議案第65号までの6議案を一括議題とします。

さきに各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各委員長から審査結果の報告を求めます。

最初に、総務委員長 飯田洋君。

〔総務委員長 飯田洋君 登壇〕

○総務委員長（飯田 洋君） 総務委員会に付託されました次の案件について審査の経過と結果について御報告申し上げます。

今期定例会で本委員会に付託された案件は、12月17日に委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第102条の規定により報告いたします。

委員会審査報告書。

議案番号、件名、結果の順で御報告申し上げます。

議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。議案第64号 財産の処分について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました3案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしましたことを、あわせて御報告いたします。

主な質疑としましては、議案第64号 財産の処分についての中で、記載土地について、位

置の所在特定について質疑がございました。測量済みの図面に基づき、回答がございました。

また、「分筆して売却する理由は」の質疑に対しては、「今回売却する部分とグラウンド部分を分筆するため」ということでした。

また、そのほかに「旧養南中学校の道路として使用していた赤道部分はどうなっているか」との質疑に対しては、「昨年度、隣地所有者立ち会いのもと測量をし、既に中日本物産へ売却済み」とのことでした。

以上申し上げまして、委員長報告といたします。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、文教福祉委員長 永田武秀君。

〔文教福祉委員長 永田武秀君 登壇〕

○文教福祉委員長（永田武秀君） おはようございます。

文教福祉委員会の審査報告をいたします。

海津市議会議長 赤尾俊春様、文教福祉委員会委員長 永田武秀。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、12月18日の委員会で審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順で御報告を申し上げます。

議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第60号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）、可決すべきもの。議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例について、可決すべきもの。

以上ですけれども、簡単に審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました3案件は、全て全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しましたことをあわせて報告いたします。

主な質疑内容としましては、議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項についての中で、地下タンクの修繕の内容の質疑に対しては、消防署の査察の折、地下タンクに腐食が生じており、それをコーティングするものですということでした。

また、そのほかに、「旧養南中学校跡地売却に伴う国庫補助金返還相当額の積立基金については、南濃中学校の場合はどうなるか」の質疑に対しては、「国庫補助事業10年以上のものは国庫納付額相当以上の教育施設整備基金を積み立てることにより、有償売却となれば国庫納付金はない」とのことでした。

それから、議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例についての中で、養南グラウンドの夜間利用状況についての質疑に対しては、南濃スポーツクラブが毎週火曜日、

ソフトボール協会が月に5回、サッカークラブが週1回で、平成23年度は136回使用ということでした。

また、そのほかに、利用団体との話し合いについての質疑については、「譲渡の話が出たときに御協力をお願いし、了解はいただいている」とのことでした。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、産業建設委員長 伊藤秋弘君。

〔産業建設委員長 伊藤秋弘君 登壇〕

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） それでは、報告いたします。

海津市議会議長 赤尾俊春様、産業建設委員会委員長 伊藤秋弘。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された案件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定により報告します。

議案番号、件名、結果の順に申し上げます。

議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）のうち本委員会の所管に属する事項、可決すべきもの。議案第65号 指定管理者の指定について、可決すべきもの。

審査の経過を申し上げます。

ただいま御報告いたしました2案件は、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定したことをあわせて報告させていただきます。以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 各委員長の報告が終わりました。

それでは、各委員長の報告に対する質疑を行います。

初めに、総務委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、文教福祉委員会付託案件の質疑を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

続きまして、産業建設委員会付託案件の質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 3番 川瀬厚美君。

○3番（川瀬厚美君） 債務負担行為の件でちょっとお尋ねをします。

水晶の湯指定管理料2,740万円が上がっておりますけれども、今までたしか二百五、六十

万、業者からいただいていたと思うんですけど、今度はその債務負担ということですけども、そういったことにおける話し合いがどのようにされたか、ちょっとお尋ねをいたします。

○議長（赤尾俊春君） 産業建設委員長 伊藤秋弘君。

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） お尋ねの件でございますが、質疑の中では、指定管理料を700万円としたと。いわゆる今までの計算から、収支を割って赤字が700万ぐらいになるということで決定されたわけですが、それでよろしいですか。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これより討論、採決を行います。

議案第59号についての討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第59号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）は、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号 平成24年度海津市一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第60号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第60号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第60号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号 平成24年度海津市介護老人保健施設在宅介護支援センター特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可いたします。

8番 堀田みつ子君。

〔8番 堀田みつ子君 登壇〕

○8番（堀田みつ子君） それでは、議長の許可を得ましたので、議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正が50歳代後半層における官民給与差を考慮とありますが、公務員賃金の水準は、地域での給与水準において標準性を持っており、地域経済に大きな影響を与えます。若年層の給与の増額もなく、ただ、50歳代後半のみとはいえ、これ以上の給与水準の上昇を抑制することは、民間、公務員ともに一層の賃下げを続けることになる、負のスパイラルに陥ることになります。収入の減少は、減少の幅よりも、さらに財布のひもを締めさせ、地域経済を冷え込ませるマイナスの効果しか与えないと考えます。

また、勤務成績が極めて良好、または特に良好である職員に限り昇給とありますが、客観的な判断が本当に可能かどうか疑問です。

また、個々の評価を優先してしまうことにより、単なる競争の原理を持ち込むだけになりかねず、チームプレーでこそよい仕事ができる自治体職員にそぐわないと考えます。正当な賃金の保障をして、意欲を持って市民のために働いていただくことは、市民にとっても海津市にとっても重要なことであると考えて、この議案に反対いたします。ありがとうございました。

○議長（赤尾俊春君） 以上で、通告による討論は終わりました。

その他討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 総数16、起立15人、起立多数であります。よって、議案第61号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第62号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第62号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第62号 海津市体育施設条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第64号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第64号について採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第64号 財産の処分については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第64号 財産の処分については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第65号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより議案第65号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第65号 指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、議案第65号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定しました。

---

#### ◎陳情第3号について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第8、陳情第3号について議題とします。

さきに文教福祉委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから文教福祉委員長に審査結果の報告を求めます。

文教福祉委員長 永田武秀君。

〔文教福祉委員長 永田武秀君 登壇〕

○文教福祉委員長（永田武秀君） それでは、委員長報告をさせていただきます。

海津市議会議長 赤尾俊春様、文教福祉委員会委員長 永田武秀。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定しましたから、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

記。受理番号、陳情第3号。受理年月日、平成24年10月29日。件名、福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情。陳情者住所、名古屋市熱田区沢下町9-7、労働会館東館405。陳情者氏名、全国福祉保育労働組合東海地方本部 執行委員長 安藤光枝。

委員会の意見、今回議会に提出された本陳情について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、当市においても介護施設職員の人材確保については苦勞しており、全国的に福祉現場では、業務内容が多いにもかかわらず、人手不足など、厳しい労働条件と低賃金により離職されていく現状の改善を求めていく必要があり、採択すべきものとの結論に達した。

審査結果、採択すべきもの。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（赤尾俊春君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

陳情第3号について討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから、陳情第3号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択についての陳情を採決します。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択すべきものです。この陳情は、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤尾俊春君） 総数16人、起立16人、全員起立であります。よって、陳情第3号 福祉・保育労働者の処遇改善・人材確保に関する国への意見書採択を求める陳情は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩をいたします。9時30分から再開いたしますので、よろしくお願ひいたします。

（午前9時23分）

---

○議長（赤尾俊春君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時30分）

---

○議長（赤尾俊春君） ただいま、福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書の提出がありました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書を追加日程第1とし、直ちに議題といたします。

なお、日程第9は繰り下げて行います。

ここで、追加日程を配付します。

〔追加議案の配付〕

---

◎発議第4号 福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書について

○議長（赤尾俊春君） それでは、追加日程第1、発議第4号 福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

16番 永田武秀君。

〔16番 永田武秀君 登壇〕

○16番（永田武秀君） 発議第4号、平成24年12月21日、海津市議会議長 赤尾俊春様。提出者、海津市議会議員 永田武秀、賛成者、海津市議会議員 六鹿正規、賛成者、海津市議会議員 西脇幸雄、賛成者、海津市議会議員 川瀬厚美。

福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

理由、国の福祉政策についてさらに充実させ、特にその担い手である福祉・介護職員が、生き生きと働き続けられ専門性が発揮できるよう賃金・労働条件の改善をすることを求めるもの。

裏のほうの、めくっていただきまして、福祉・介護職員の処遇改善と人材確保に関する意見書（案）。

子どもたちや高齢者、障害者などを支える施設は、我が国の福祉を支える大切な役割を果たしているが、今これらの施設では職員の確保と定着が大きな課題となっている。

ところが、国の平成23年賃金構造基本統計調査によると、10人以上の規模の福祉職場の平

均年収は保育士で324万円、施設介護職員で307万円など、自立して安定的に働き続けるのが困難なほど低水準となっており、離職者も後を絶たず、慢性的な人手不足が続いている。加えて、より低賃金で身分も不安定な非正規職員の比重が高まり、賃金格差も広がっている。

福祉職場の人手不足に対し、国は3年前に、介護職員処遇改善交付金や福祉・介護人材の処遇改善事業助成金の制度を設けるなど、介護職員など施設で働く職員の賃金を初めとした処遇改善を図ってきたが、目標としていた介護職員の月額4万円の賃上げにはほど遠く、対象となる職員が限定されるなどの課題も指摘されてきた。しかし政府は、この制度を改善するどころか廃止し、今年度から介護報酬に処遇改善加算として組み込んでしまった。しかも、これはあくまで経過的な取り扱いとされ、安定的な処遇改善には十分な効果を上げているとは言いがたい。

社会福祉の向上及び増進に努めるのは国の責務である。福祉サービスの直接の担い手である施設職員が、安定的に働き続け、専門性をより発揮するためには、介護職員処遇改善交付金制度のように、国民や地方自治体の負担ではなく、国の責任と負担による効果的な処遇改善施策が必要である。

よって、海津市議会は、国会及び政府に対し、高齢者施設や障害者施設、児童養護施設などで働く職員の処遇を改善するための抜本的かつ安定的な施策を早急を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年12月21日、岐阜県海津市議会。

提出先としまして、参議院議長 平田健二殿、内閣総理大臣 野田佳彦殿、総務大臣 樽床伸二殿、財務大臣 城島光力殿、厚生労働大臣 三井辨雄殿。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（赤尾俊春君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許可します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 15番 星野勇生君。

○15番（星野勇生君） 意見書内容についてはおおむね良好とするも、提出先の問題で、12月16日、投・開票が行われました。したがって、提出先が本来不明であるということを見ると、この意見書の文章は修正をすべきものと思いますが、提出者としての御意見をいただきたいと思います。

○議長（赤尾俊春君） 16番 永田武秀君。

○16番（永田武秀君） 星野議員の御指摘は、十分私も理解しておるんですけども、正直申し上げまして、確かに国会は解散されて、新しい衆議院の構成がなされておるわけでありま

すけれども、しかし、あえて衆議院議長さんについては、当然その職がないということではなしてしておりますし、平田健二参議院議長さんは、これはそのままということですけど、あとの内閣総理大臣を含めて26日の臨時国会召集までは任期がおありになるので、この方の名前で一応意見書（案）としては提出をさせていただいたということで、御理解をいただきたいというふうに思います。

なお、提出するときになんておるかについては、そのあたりの判断は私自身も何とも言えませんので、この場でですけれども、とにかく名前は変わるかもわからんけれども、大臣、その他の充て職については、この提出先ということで皆さんの御理解を得たいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。以上です。

○議長（赤尾俊春君） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑はなしと認め、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これより発議第4号を採決いたします。

本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、発議第4号は、原案のとおり可決することに決定しました。

この意見書は、内閣総理大臣ほか関係大臣に送付いたします。

---

#### ◎陳情第4号について

○議長（赤尾俊春君） 続きまして、日程第9、陳情第4号について議題とします。

さきに産業建設委員会に審査が付託してありましたので、ただいまから産業建設委員長に審査結果の報告を求めます。

産業建設委員長 伊藤秋弘君。

〔産業建設委員長 伊藤秋弘君 登壇〕

○産業建設委員長（伊藤秋弘君） それでは、審査報告を行います。

海津市議会議長 赤尾俊春様、産業建設委員会委員長 伊藤秋弘。

本委員会に付託の陳情を審査の結果、次のとおり決定したから、会議規則第134条第1項の規定により報告します。

受理番号、陳情第4号。受理年月日、平成24年11月27日。件名、国民の安全・安心を支える国土交通行政の体制・機能の充実を求める陳情書。陳情者住所、三重県桑名市大字福島465。陳情者氏名、国土交通労働組合 東海建設支部桑名分会 分会長 川尻耕成。国土交通省管理職ユニオン中部支部木曾川下流分会 分会長 大野克典。

委員会の意見、今回議会に提出された本陳情について、議会でその審査を本委員会に付託され、慎重に審査をした結果、現在、政権移行期であるため、今後の経過を静観しながら継続して審査する必要があるとの結論に達しました。

審査結果、継続審査とすべきもの。

以上でございます。

○議長（赤尾俊春君） 委員長の報告が終わりましたので、質疑を許可します。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（赤尾俊春君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

この陳情に対する委員長の報告は継続審査です。会議規則第103条の規定により、お手元に配付しましたとおり、委員長から閉会中の継続審査の申し出が出ております。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（赤尾俊春君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（赤尾俊春君） 以上をもちまして、今定例会に提出されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成24年海津市議会第4回定例会を閉会します。大変御苦労さまでございました。

（午前9時44分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成24年12月21日

議 長 赤 尾 俊 春

署 名 議 員 飯 田 洋

署 名 議 員 星 野 勇 生